

## 第 24 回火災防護検討会 議事録

1. 日時 ; 平成 30 年 6 月 7 日 (木) 13:30~14:40

2. 場所 ; 日本電気協会 4 階 A 会議室

3. 出席者 ; (敬称略)

(1) 委員

宮本主査 (中部電力), 神野副主査 (関西電力), 奥本 (中国電力), 加賀谷 (日立 GE  
ニュークリア・エンジニア), 片山 (東京電力 HD), 角谷 (MHI ニュークリアシステムズ・ソリューションエンジニア  
リング), 齋藤 (東北電力), 谷元 (北陸電力), 奈良間 (原子力安全推進協会), 早川  
(電源開発), 福島 (九州電力), 吉田 (東芝エネルギーシステムズ) (12 名)

(2) 代理出席

三浦 (北海道電力・林代理), 菅能 (四国電力・藤田代理) (2 名)

(3) 欠席

広木 (日本原子力発電) (1 名)

(4) 常時参加者

森田 (東芝プラントシステム) (1 名)

(5) 事務局

平野, 大村 (日本電気協会) (2 名)

4. 配付資料

資料 No. 24-1 第 23 回火災防護検討会 議事録 (案)

資料 No. 24-2 火災防護規程・指針の改定骨子 (詳細) (案) について

資料 No. 24-3 改定骨子 (詳細) (案) について

資料 No. 24-4 JEAG4607-2010 改定整理表

参考資料ー 1 原子力規格委員会 安全設計分科会 火災防護検討会 委員名簿

(平成 30 年 6 月 7 日現在)

6. 議事

事務局から、本会にて、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律及び諸外国  
の競争法に抵触する行為を行わないことを確認の後、議事が進められた。

(1) 代理出席者の承認, 定足数の確認

事務局から、代理出席者 2 名の紹介があり、主査により承認された。代理を含め 14  
名が出席であり、議案決議に必要な出席数 (委員の 3 分の 2 以上) を満たしているこ

とを確認した。

また、配付資料の確認を行った。

(2) 委員名簿の確認（参考資料-1）

安全設計分科会で承認された新委員の奥本委員、奈良間委員からご挨拶があった。

(3) 前回議事録の確認

事務局から、資料 No.23-2 に基づき、前回（第 23 回）火災防護検討会の議事録（案）について説明があり、挙手にて承認された。

<主なご意見、コメント>

・安全設計委員会ではコメントはなかったが、原子力規格委員会において、スケジュールを明確にするよう、コメントがあった。火災防護検討会の JEAG4607/JEAG4626 のスケジュールは特に変更はない。

(4) 火災防護規程・指針の改定骨子（詳細）案について

神野委員から、資料 No.24-2～4 に基づき、改定骨子案の説明があった。

- ①JEAG4607 と設置許可申請書、安全審査資料、工事計画認可申請書を比較し、改定ポイントとなる差異を抽出する。
- ②抽出された改定ポイントの分類し、JEAG への反映箇所を整理する。
- ③分類した結果は、資料 24-3 に記載。
- ④③で分類された項目について、資料 24-4 改定整理表にその詳細を記載。
- ⑤今後、本文、解説等の見直しを開始する。

検討の結果、改定骨子案は承認された。

<主なご意見、コメント>

- ・規制庁では、審査基準を変えるということであるが、反映するか。  
→電事連の作業として、秋口くらいにドラフトを作成する。それまでに基準が変われば取り込む。基準の変更が遅くなっても、見直し後に反映することは可能である。
  
- ・資料 24-4 の p.52,p.53 に柏崎刈羽 6 号機の対応として（相対変位を）1m（許容できる設計とする）との記載があるが、定量的数値を入れる時は根拠を持つておくことが必要である。  
→A-1 本文の要求事項とするものについては、根拠が明確でないものは扱いを注意するというので、例示等とすれば良いか。

→例示とすれば問題ない。  
→ポイントは現状であり、それを踏まえて記載する。一方で、審査で通ったものを例示することは良いと考える。  
→一般から見ると、例えばなぜ 1m で良いかということになる。  
→事業者は根拠をもって設計している。審査で具現化するものを標準化したい。

・審査基準と火災影響評価ガイドは同列の扱いか。資料 24-4 整理表の P84 のポイント①のなお書きに火災防護審査基準及び内部火災影響評価ガイドに基づき設定すると記載されている。ガイドは参考で、審査基準が要求事項である。ここは、書き過ぎと考える。

→なお書き部分は A-2 解説と考えている。  
→同列で扱うのではなく、書きぶりは気を付けた方がよい。  
→電事連で作業すると修正すべきとのポイントが出てきた。これから JEAG に落とし込んで新旧比較表を作成する。その際、書き過ぎの部分が分かるかと考える。

・資料 24-4 整理表において、JEAG4607 の記載があり、ポイントでは審査基準の記載があり、そのギャップがあるとして整理していることで良いか。

→そのように整理している。  
→資料 24-4 整理表 P46 の上の方、JEAG にはプラントを停止するために必要な系統及び機器や、放射性物質の制限されない放出防止をするために火災の悪影響から保護することが必要な系統及び機器が記載されているが、新規制基準の要求されているものとは乖離があり、差があると記載している。

・JEAG4607 の改定には、SA 火災は入るか。

→入る。火災防護機器設定等に SA も入り、SA を取り込んだ形となる。

・外部火災はどうするのか。

→今回の改定の検討から外した。(JEAG4607-2010 と同じ範囲である) 内部火災についての改定の検討に集中している。

・資料 24-4 整理表の P29 「JIS A 4201(2003)「建築物等の雷保護」に従う」という記載は、このように修正するとの案か。

→このような案になるかとして残っている。電事連側の作業では、各社で少しずつ分担しているため、表現が少しずつ異なっている。

・会社によって新設については新 JIS を使うとしているところもあれば、既設は旧 JIS のところもある。新設であれば新 JIS ですべきとまで踏み込んで書くか。

→今は各事業者の状態を確認している段階で、標準化できるかどうかは未定である。

- ・火災防護審査基準の最後のその他の要求事項\*で火災発生防止，感知消火，影響軽減以外の要求が記載されているが，JEAGに反映するか。

＊火災防護審査基準3項の個別の火災区域又は火災区画における留意事項

→JEAGに反映される。

○改定骨子案に対し，挙手にて承認された。

(5) その他

○次回検討会：11月予定

- ・今年度中に分科会中間報告実施

—以上—